

デンマークの計画システムと地域計画(Regional Plan)策定プロセスについて* —北ユトランド地域計画を事例として—

The system and process of regional planning in Denmark* - Based on the case of Nordjyllands Regional Plan-

吉武哲信**・ Michael Tophøj SØRENSEN***・ 出口近士****

By Tetsunobu YOSHITAKE**・ Michael Tophøj SØRENSEN*** and Chikashi DEGUCHI****

1. はじめに

平成 12 年の都市計画法改正は、地方分権化と住民参加機会の拡大という大きな流れで特徴づけられる。広域的都市計画の方針を定める都市計画区域のマスタートラン(以降、区域マス)も、この流れの中で新設されたが、その運用の中では例えば次のような課題が浮かび上がると考えられる。すなわち、改正法では区域マスと都市マスタートラン(以降、都市マス)の関係を含む県と市町村の関係は、意見聴取、案の申し出等を行なうことで調整が図られるべきとされているが、その調整手法や調整が機能する担保等は明確でなく、現実的には困難がある場合もあろう。また区域マス策定も住民参加と無縁ではあり得ないが、具体的な情報公開の手段、内容および時期、住民の関心の喚起手法、住民との意見交換等における手法やそれらを支える行政体制等は、未だ確立されているとは言えず、都市マス策定時にもみられたような混乱が生じることも予想される。

ところで、地方分権や住民参加が進んでいる国として、しばしば北欧諸国が挙げられる。このうちノルウェーの制度とその運用に関しては谷口¹⁾²⁾が、スウェーデンに関しては、松本ら³⁾⁵⁾と伊藤⁶⁾が明らかにしている。特に文献 4)は、県(カウンティ)レベルでの都市計画に関し、県政府、国の出先機関および市町村(コミューン)間での責任の分担関係、計画策定における調整方法を論じた点で興味深い。他方、デンマークとフィンランドに関する研究は未だなされていない。

以上のような背景から、本研究は人口約 500 万人のデンマークの国土・都市計画に注目し、そのシステムを概観した上で、デンマークの県(原語では Amt。以降、英名のカウンティと呼ぶ)レベルの計画(Regionplaner,

英:Regional Plans、以降、地域計画と記す)策定を対象に、市町村に相当する基礎自治体(Kommune、以降、コミューネと呼ぶ)や国との関係、および市民参加の特徴を明らかにするものである。また、地域計画が直面している具体的課題に関しても概観的に紹介する。具体的には北ユトランド(Nordjyllands)・カウンティを事例として取り上げる。

なお、本研究は EU⁷⁾、デンマーク政府⁸⁾、カウンティ⁹⁾¹¹⁾が公開している資料、および地域計画担当のカウンティ職員 2 名へのヒアリング調査にもとづくものである。

2. デンマークの国土・都市計画システムの概要⁷⁾

(1) カウンティとコミューネ

デンマークは、基礎自治体である 275 のコミューネと、コミューネが集まって形成される 14 のカウンティの、2 層の自治体で構成される。周知の通り、デンマークは地方分権が進んでおり、国および地方の行財政支出の 50% 以上が地方自治体で占められる。また、いずれの自治体も政府が定める範囲内で所得税率を決定できる。

カウンティの主な行政分野は、病院サービス、高校と成人教育、健康保険と社会福祉、公共交通、主要道路、環境保護であり、さらに地域計画と農村部での土地利用管理を行なう。また、コミューネは、社会保障、健康サービス、小中学校、図書館や文化施設、公益事業(電気、水道等)を管轄し、また土地利用計画、再開発や建築許可を含む開発に関し権限を持っている。なお、カウンティとコミューネは財源および権限の地方分権推進のため、1970 年代にそれぞれ 25 から 14 へ、388 から 275 に再編・統合された経緯がある。

(2) 国土・都市関連計画の概要

(a) 計画主体と計画の種類

デンマークでの国土・都市関連計画は、2 層の自治体(カウンティ、コミューネ)と国の 3 つのレベルでそれぞれ策定される。これらの計画の統括は、国土利用を一般的に管理する環境・エネルギー省が行なう。国土・都市計画の基幹法は計画法(Lov om Planlægning, 英:The

* キーワーズ: 地域計画、市民参加、デンマーク

** 正会員 博(工) 宮崎大学助教授 工学部土木環境工学科 (〒889-2192 宮崎市学園木花台西 1-1, Fax. 0985-58-7344, E-mail t.yoshi@cc.miyazaki-u.ac.jp)

*** PhD. Associate Prof., Dept. of Development and Planning, Aalborg Univ. (Fibigerstraede 11, DK-9220 Aalborg East, Denmark, Fax. +45 98 15 65 41, E-mail tophoej@i4.auc.dk)

**** 正会員 工博 宮崎大学助教授 工学部土木環境工学科 (E-mail deguchi@civil.miyazaki-u.ac.jp)

表-1 デンマークの国土・都市計画の枠組み

レベル	主管	対象人口	計画の種類	法的効果
国	環境エネルギー省	500万人	国土計画レポート	助言的ガイドライン
			国土計画指針	カウンティ、コミューネを拘束
地方	14 Amt (カウンティ)	平均 約3万5千人	地域計画	カウンティ、コミューネを拘束
基礎 自治体	275 Kommune (コミューネ)	平均 約2万人	コミューネ計画	コミューネを拘束
			地区計画	地権者を拘束

Planning Act)⁸⁾である。同法に規定される各レベルの計画主体、計画の名称と計画の法的拘束力の性格を表-1に示す。表より、国は、カウンティおよびコミューネに対する説得的なガイドラインおよび国土計画の政策上の方向性を示す国土計画レポート(Landsplanredegørelser, 英:National Planning Report)と、天然ガスのパイプラインや送電線等、特定の大規模プロジェクトの位置決定、造林地や発電用風車の位置等、特定の事項を計画策定時に考慮するように自治体に要求する国土計画指針(Landsplandirektiver, 英: National Planning Directives)を発行する。前者は国政選挙(基本的には4年に一度)後に環境・エネルギー大臣から国会に提出され、後者は年2～3回程度発行されている。

また、カウンティは次節に述べる地域計画を、コミューネは域内全てを対象とするコミューネ計画(Kommuneplaner, 英:Municipal Plan)と、限定的な地区を対象として地権者の土地利用を直接的に規定し拘束する地区計画(Lokalplaner, 英:Binding local/neighborhood plan)を策定する。地域計画はカウンティ議会が、コミューネ計画はコミューネ議会がそれぞれ定める国土・都市計画の指針であるため、地方選挙ごと(4年に1度)に改訂される。

(b) 計画主体間の調整の原理

次節に示すように、各レベルでの計画の対象と内容はそれぞれ異なるため、計画内容の整合性の確保を厳密・詳細に意識する必要はない。ただし、下位レベルの計画は上位レベルの計画に矛盾してはならないというフレームワーク・コントロールの原則がある。この原則は、環境・エネルギー大臣が持つ、次の3つの権利で担保されている。

- ・命令権：特定の国益を確保するために、特定の内容の計画策定を大臣が自治体に求める権利
- ・拒否権：自治体の計画案縦覧期間における提出意見として、大臣が自治体に発動できる権利
- ・介入権：上記の二手段による調整の上でも国と自治体の調整が不調の場合に、国が自治体に代わって計画を策定できる権利

ただし、後二者のような強制的介入は稀で、通常は策定時での協議によって整合性が保たれている。なお、具体的な調整内容の事例については次章で述べる。

(c) 市民参加の推進

表-2 地域計画・コミューネ計画の項目

地域計画
1) 都市および余暇ゾーンの指定
2) 大規模公益施設、主要交通施設および主要供給施設の位置
3) 特別な場所指定を要する公害企業の位置
4) 環境影響評価を要する大規模プロジェクトの位置
5) 大規模小売エリアの位置
6) 価値ある農業エリアの保護
7) 造林エリアの位置
8) 自然、価値ある質を持った建築禁止地域の保護
9) リクリレーションエリアの位置
10) 資源採掘の土地利用
11) 水資源の利用と保護
12) 水辺の環境、湖および海岸の水質
13) 国の計画にもとづく指針
コミューネ計画
1) コミューネの目標と土地利用図を含む骨格構造
2) 土地利用規制を含む地区計画のフレーム
3) 計画がもつづく前提条件のレポート

計画法第1条2項には計画法の特に推進すべき目的が挙げられているが、その中に「できるかぎり市民を計画プロセスに関与させること」の項がある。このため各種計画の策定においては、次節に示すような配慮がなされている。この際、意見提出権は利害関係人等に限定されず、万人(団体も含む)に開かれている。このため、本稿では市民参加の語を用いている。

また、市民は計画に対する異議がある場合は、国の準司法機関で、国会議員により構成される異議申立自然保護委員会(Naturklagenævnet, 英:the Nature Protection Board of Appeal)に申立できる。ただし、異議申立は計画策定プロセス正当性の可否のみを問え、内容への異議は認められない。これは、計画内容の法的正当性は、計画法に規定される市民参加手続き(公聴会や縦覧等)がなされればそれで十分確保されうるとの判断による。同様の理由により、住民投票は国政レベルの案件のみに認められ、地方レベルでは認められていない。

(3) 地域計画の概要

(a) 地域計画の内容

計画法に規定される地域計画とコミューネ計画の内容を表-2に示す。一般的にはカウンティは農村部(countryside)の計画を、コミューネは都市域(urban areas)の計画を受け持ち、役割分担が明確であるといえる。い

ずれの計画も12年の期間を念頭に置き定められる。

地域計画においては、表中のゾーン指定が特に重要である。すなわち、デンマークの全国土は都市ゾーン、余暇ゾーン、農村ゾーンのいずれかに指定され、余暇および農村ゾーンでの開発は計画法により厳しく規制される。都市ゾーンは全国土の5%に過ぎない。したがって、地域計画は個別の土地の開発可能性を強力に規定することとなる。

(b) 地域計画策定プロセスと住民参加

計画法に定められる地域計画の策定プロセスは次の通りである。すなわち、

- 1) 計画策定に先立ち、カウンティ議会は次期計画の主要項目と想定される改定内容を公表し、最低8週間、意見を公募する。議会は市民の関心を高めるためのキャンペーン等を開催する。
- 2) 行政当局が議会に提出する計画案を立案する。
- 3) 議会で承認された計画案を公表し、最低8週間縦覧し、意見を募る。同時に計画案は環境・エネルギー省や他の関連する国や地方（コミューネ、近隣のカウンティ）の行政機関にも送付される。これら国および地方の行政機関も同期間中に意見を提出できる。
- 4) 議会は、提出された意見（他の行政機関からのものも含む）をもとに、必要であれば変更を加えた後、計画を承認する。フレームワーク・コントロールは、通常3)～4)で機能する。
- 5) カウンティ議会で最終決定された計画は出版・公表され、関係機関に送付される。

次章では、北ユトランド地域計画策定を例に、このプロセスの具体的な運用を解説する。

3. 北ユトランド(Nordjyllands)地域計画

(1) 北ユトランド・カウンティ

(a) 北ユトランド・カウンティの概要

北ユトランドは、ユトランド半島北部に位置するデンマーク最大の面積（6,173km²）をもつカウンティで、27

のコミューネで構成される（図-1 参照）。人口は約49万人で、うち1/4を中心都市オールボー（Aalborg）が占める。同カウンティの人口はここ10年で2%と微増している。中心都市オールボーは商工業が盛んである。その他は、幾つかの観光・商業都市を除き、農業中心の地域である。

(b) カウンティの財政構造

図-2に同カウンティの2001年度歳入・歳出内訳を示す。同図より、歳入については国からの補助金は約19%と低く、財政的にも地方分権が進んでいることが見てとれる。歳出については、医療・福祉に対する支出が全体の約77%を占め、高福祉社会の特徴を示す。社会基盤整備については、多くの施設整備が国とコミューネレベルでなされることもあり、約4%を占めるに過ぎない。

(c) カウンティの行政機構と計画策定体制

図-3に北ユトランドの行政機構を示す。スウェーデンと同様に⁴⁾、カウンティ議会を最高の意志決定機関とし、執行部局は議員で構成される分野別委員会の下に位置づ

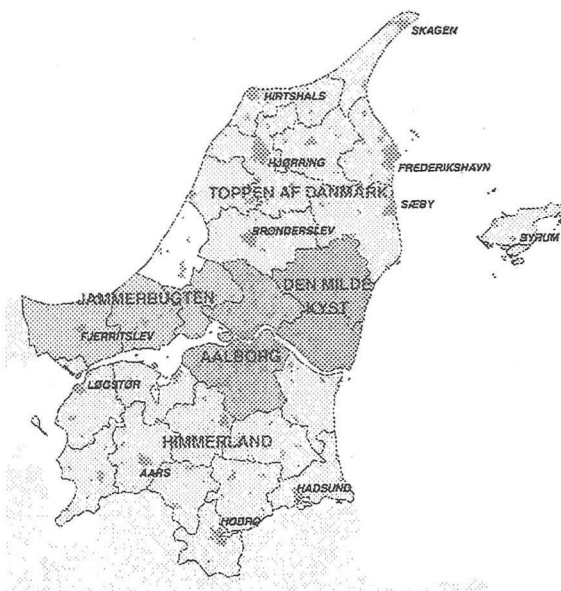


図-1 北ユトランド・カウンティ図

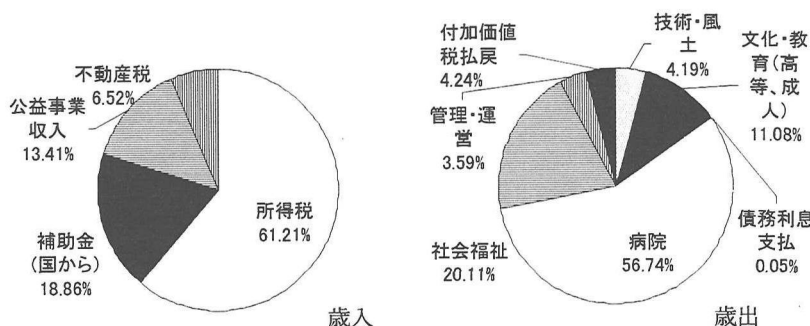


図-2 北ユトランド・カウンティの財政構造

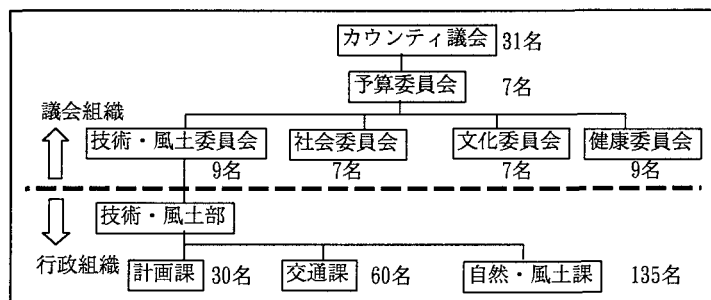


図-3 北ユトランド・カウンティの行政機構

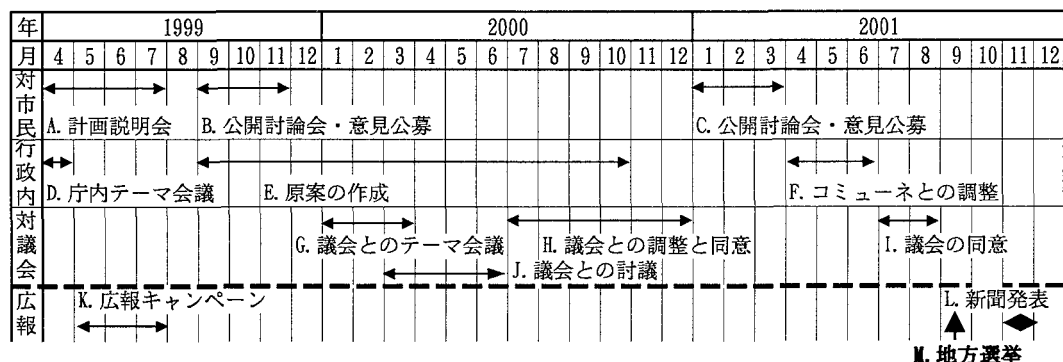


図-4 北ユトランド地域計画の策定スケジュール

けられる。

議会に着目すると、議員はいずれかの分野別委員会に属し、予算委員会は各分野別委員会からの1～2名の議員で構成されている。この際、議員によっては複数の分野別委員会に属する場合もある。ちなみに、技術・風土委員会は7月を除いた毎月、月2～3回開催されている。なお、予算委員会は月3～4回開催される。分野別計画間の調整は、予算委員会における予算編成の中で行なわれている。日本の長期総合計画のような総合的計画は存在しない。

技術・風土(Teknik og miljø)部は、計画課(30名)、交通課(60名)、自然風土課(135名)から構成されている。基本的な計画の策定は計画課が担当し、他2課は分野別計画と事業実施を担当する。計画課職員はすべて測量、土木や建築の教育を受けた技術者で、プランナーとして採用され、同課の中でキャリアを積む。このことと、予算的制約(計画課の予算は年約5万ドル)から、策定業務の外注はない。ただし、広報キャンペーンやデータ解析等に一時的にコンサルタントを利用する場合はある。

(2) 2001年地域計画策定上の特徴

(a) 計画策定スケジュール

図-4は、2001年に決定された地域計画の策定スケジュールである。地域計画の見直しは議会任期4年のうち3年間で行なわれている。この策定期間中に議会選挙が行なわれていること(2001年9月)は興味深い。すなわち

計画を策定(改訂)する議会と運用する議会が異なる。ただし現実的には議員構成が大きく変わることはないため、問題とはなっていないようである。

(b) 市民参加・情報公開の運用と手段

今回の計画策定では、原案作成前に4ヶ月の説明会(図-4中、A)と、それと並行した3ヶ月間弱の広報キャンペーン(同図K)を行なった後、3ヶ月の意見公募期間(B)を設けている。また、原案作成後の意見公募期間(C)も3ヶ月である。これらは法定の8週間より長い。

情報公開のメディアに着目すると、広報キャンペーン(K)では、テレビ、ラジオ、カウンティのホームページ(以下、HPと記す)、新聞、パンフレット等が幅広く活用されている。また、計画関係資料(原案のための素案)はカウンティ庁およびカウンティ内の全ての公立図書館、およびHPで公開された。さらに、縦覧の期間と場所、意見提出期間等は全戸に無料配布される民間広報誌上に掲載されている。これは、より多くの市民の関心を喚起する手段として興味深い。

意見公募(B)に関しては主に2つの手段が用いられた。カウンティのHP上に開設された地域計画に関する討論フォーラムと、コミュニティーレベルで5回ほど開催された公聴会である。前者については、市民からは50名程度の意見提出しかなく、有効に機能しているとは評価されていない。しかし後者は、住民や各種団体(環境保護団体が多い)メンバーが参加し、まず計画内容の説明を受け、次いでその内容に関し議員と少人数グループで直接対話

するものであった。この公聴会はコミュニーネの公立学校で開催され、毎回20～50名の参加者があり、非常に有効に機能したと考えられている。

さて、2度の意見公募期間(B,C)それぞれに寄せられた意見に対し、同カウンティは、すべての意見を関係する計画課題ごとに整理し、意見提出者、意見の骨子、意見への行政当局の考え、議会（技術・風土委員会）の判断をまとめた資料を出版している^{9),10)}。この資料の出版は法的義務ではないが、道徳的義務として考えられている。ちなみに、文献9)は210ページに上る資料である。意見提出者をみると、住民だけでなく民間の各種協会、他自治体の諸機関や国等、様々である。大学教員等の専門家もこの機会に意見を表明している。

なお、以上の意見に関する議会側の審議プロセスと内容も公開されている。すなわち、技術・風土委員会、予算委員会、議会での議事要旨はHP上で閲覧できる。また計画決定後も、計画書や計画地図その他の資料をHP上で閲覧でき、そこから各種資料（無料、有料）の請求も可能である¹¹⁾。

以上より、北ユトランド・カウンティは様々な手段を活用して、市民参加の喚起、情報へのアクセシビリティの確保、実質的な対話の確保に努めているといえよう。

(c) 他の行政機関との調整

地域計画と国およびコミュニーネレベルの計画との整合性の調整は、原案作成前に得られた市民からの意見への対応とともに、1年にわたる議員と行政職員の協議（図4中、G,H,J）の中で決定された。さらに、2度目の意見公募の後、コミュニーネとの調整に3ヶ月費やしている（同図F）。ただし、今回の計画改訂では国や他の自治体との間に特に大きな問題は少なかったため作業は概ね順調に進んだとのことである。

これは、地域計画が定期的に改訂されるため、計画の大部分には変更の必要がなく、小規模な改訂で済んでいることが要因として挙げられる。なお、具体的な調整内容については次節で触れることとする。

(d) 議会（議員）の役割と責任

議会は意志決定機関であるため、技術・風土委員会議員は、計画策定に重要な役割を持つ。すなわち、先に述べたインターネット上のフォーラムや、公聴会で市民と直接対話することのほか、提出された意見を如何に処理するか判断を行なう。ただし、議員がその委員会に属することは必ずしも都市計画の専門家であることを意味しない。議員は、職員の専門的見地からの情報と助言にもとづいて、総合的価値判断を行なうことを期待されている。また、一般に地方自治体では、学識経験者や住民代表等を含む委員会や審議会的組織も存在しない。

以上の、1)議会が最終決定を行なうこと、2)市民は計画の内容に異議申立てできないこと、3)住民投票が認めら

れていないこと、4)委員会等で専門家や特定の人からの意見を特別扱いしないこと等を考慮すれば、地域計画での市民参加は、議会が最善の選択を行なうための情報として市民から幅広く平等に意見を聞くことを目指しているといえる。つまり、市民の合意形成を直接の目的としてはいない。

(3) 2001年地域計画の主要な論点

以上、地域計画策定のプロセスと手段に関し述べたが、ここでは今回の地域計画策定上の議論を紹介し、北ユトランド・カウンティの地域計画上の課題を把握する。

(a) 都市部に関する議論

改正計画法（1997年）の最大の特徴は、都市ゾーン外での大規模小売施設立地の禁止である。カウンティ議会はそれに応じ、2001年地域計画に盛り込むべき規定を、1997年地域計画の補足事項として、図-4に示す策定スケジュール以前に定める方法を採用した。

この際、カウンティが提出した案は、以下の2つの特徴を持っていた。

- 1) オールボー等の中核都市郊外部において、多くの商業施設を許容するエリアを新設する。
- 2) 計画法により市街地外部で立地することが例外的に許容される店舗（自動車や建材店舗等、広い面積を必要とする店舗）には、家具・リネン店が含まれると解釈する。

以上のカウンティ案をより深く議論するために、1997年秋に、都市計画研究者（大学教員）および環境・エネルギー省からの代表を招いて意見を聞く、きわめて異例の公聴会が開催された。最終的には、1)については立地店舗数を制限するためにエリアは縮小され、2)については家具・リネン店は例外に含まれないという環境・エネルギー省の判断により却下された。この公聴会への参加者は議員、小売業界関係者がほとんどで、一般市民はごく少数であったが、専門家による公開討論が郊外型商業施設の立地制限を強化する方向に働いたことは興味深い。

先に、デンマークでは一般には学識経験者等の意見を特別に聞く仕組みはないことを述べたが、それは計画法で禁止されているわけではなく、カウンティは課題の性格や重要度に応じて、柔軟に対応しているといえる。

なお、1997年計画法によって、郊外型大規模小売施設の開発は一切禁止されたものの、「大規模」や「郊外」の解釈、小売業者の戦略等により、現実的には立地が認められている事例も幾つか存在する¹²⁾。この問題に関しては、また稿を改めて論じたい。

(b) 農村部に関する議論

農村部に関しては、原野地域の農業目的での有効利用と自然保護の間でのコンフリクト、農業における肥料や除草剤の使用と地下水（飲料水）保全利用のコンフリク

トが大きい。これに関しては、申請された個々のプロジェクトに関し環境影響アセスメントを実施し、必要な対策を条件付けることで（たとえば、養豚場の拡張申請に対し、糞尿による汚染が地下水に届かないようにするため、農地そのものを拡大して環境負荷を抑えることを条件とする等）調整している。

また、地方部過疎村落の活性化も議論になっているが、地域計画自体が規制と許可を手段とし、積極的な誘導手段を持たないため、地域計画においては地域の将来像と、大規模店舗立地規制によって小村落の店舗を保全することを述べるに留まっている。

公聴会等、実際の市民からの意見によって地域計画案が修正されたのは、カウンティ西南部の Fjerritslev コミュニエでの資源採掘エリアの拡大、北部中央部の Sindal 近郊の太陽光博物館への支出等、ごく小規模なものであった。しかし、これらが地域からの要望に沿うように変更されたことは注目すべきであろう。

4. おわりに

以上、北ユトランドカウンティを事例として地域計画の策定プロセスを概観したが、その特徴は以下のように整理できよう。

- 1) 地方自治体は、カウンティとコミューネの2層構造であるが、計画の対象や内容には役割分担が明確であり、これらは基本的には重複しない。
- 2) 自治体と国、自治体間の計画の調整には、下位レベルの計画は上位レベルのそれと矛盾してはならないというフレームワーク・コントロールの原則がある。この原則は、最終的には大臣の介入権により担保される。
- 3) 計画は議会が決定する。カウンティ庁職員は専門家であり、議員にアドバイスする責任を持つ。すなわち権限と責任の所在が明確である。
- 4) 意見提出権は行政機関を含む万人に開かれており、提出した意見への対処が公開される。また、行政は様々なメディアを用いて情報へのアクセシビリティ確保に努めている。
- 5) 市民からの異議申立はプロセスの正当性に対してのみ可能であり、手戻り的手続きを防止している。
- 6) 地域計画の定期的見直しは、対立の深刻化を防ぐとともに、変更点に関心を集中できる利点がある。
- 7) 市民参加のプロセスや内容は計画法に規定されているが、カウンティは必要に応じて学識者の公聴会を開催するなど、柔軟にそれを運用している。

また、現在のデンマークが抱える地域計画上の課題は次のように整理できる。

- 8) デンマークは、1997年の改正計画法により、郊外型

大規模店舗立地を禁止した。しかし自治体レベルでの具体的規制や運用に関しては、未だ多くの議論が存在する。農村部では、自然保護と農業的土地利用のコンフリクト、過疎農村集落の問題等が存在する。

無論、以上をそのまま政治的、歴史的、文化的背景の異なる我が国に適用したり、あるいは共通化して論じたりすることはできない。しかし、市民参加の推進における、市民の意識を喚起する手法、また、そのための時間の十分な確保については、我が国の現行のシステムにおいても適用可能と考えられる。さらに、区域マス策定体制における国、カウンティ、コミューネの役割と責任の明確な分担関係、市民参加を最大限認めながらも一方で手戻りを防止する仕組み、土地利用および福祉の観点からの郊外型大規模小売施設の立地規制等については、上記のような両国の相違を越えて、今後の我が国の地域計画およびその策定システムの改善に関し参考となろう。

参考文献

- 1) 谷口守：土地利用・交通計画の融合に関する模索と限界－ノルウェーのプランニング制度から－、土木計画学研究・講演集, Vol.20-2, pp.403-406, 1997.
- 2) 谷口守：北欧社会におけるプランニング制度の進化と課題－環境コンフリクト解決に向けたノルウェーの試みを中心に－、土木計画学研究・論文集, Vol.16, pp.69-76, 1999.
- 3) 松本忠・大西隆：スウェーデンの詳細計画決定過程における地方議会・国・住民の役割, 都市計画論文集, No.30, pp.415-420, 1995.
- 4) 松本忠・大西隆：都道府県レベルにおける都市計画主体のあり方に関する研究－スウェーデンにおけるカウンティと地方行政局の役割分析から－, 都市計画論文集, No.31, pp.241-246, 1996.
- 5) 松本忠・大西隆：スウェーデンにおける大都市圏計画の策定手法に関する考察－デニス合意に基づくストックホルム大都市圏計画を事例として, 都市計画論文集, No.32, pp.667-672, 1997.
- 6) 伊藤和良：スウェーデンの分権社会, 新評論, 2000.
- 7) European Commission: The EU compendium of spatial planning systems and policies - Denmark, Office for official publication of the European Communities, 1999.
- 8) Ministry of Environment and Energy Denmark: The Planning Act in Denmark 1999, 2000.
- 9) Nordjyllands Amt: Forslag til Regionplan 2001, 2000.
- 10) Nordjyllands Amt: Regionplan 2001 Amtsrådets behandling af indkomne indsigelser og bemærkninger, 2001.
- 11) Nordjyllands Amt: <http://www.nja.dk/>.
- 12) Michael Tophøj Sørensen: Controlling the Retail Sector

– Planning and Regulation of the Retail Trade in Denmark to Protect the Inner City Environment and to Prevent Unhealthy Competition, Planning Practice & Research (掲載予定), 2003.

デンマークの計画システムと地域計画(Regional Plan)策定プロセスについて—北ユトランド地域計画を事例として—

吉武哲信・Michael Tophøj SØRENSEN・出口近士

本研究は、デンマークの県レベルの計画である地域計画をとりあげ、その策定プロセス、市民参加の特徴、国や基礎自治体との調整関係、および現実的な地域的課題に関し、北ユトランド・カウンティを事例として明らかにしたものである。地域計画は4年任期の議会の政策として位置づけられ、定期的に改訂されていること、国や基礎自治体との調整は最終的にはフレームワーク・コントロールで担保されること、市民参加には多くの配慮がなされていること等の特徴を整理できた。また、デンマークでも郊外型大規模店舗立地規制、農村部の過疎問題等、我国と類似した課題を抱えており、我国での地域・都市計画において参考になることを明らかにできた。

The system and process of regional planning in Denmark - Based on the case of Nordjyllands Regional Plan -

By Tetsunobu YOSHITAKE・Michael Tophøj SØRENSEN and Chikashi DEGUCHI

The purpose of this study is to investigate the features of planning process, negotiation among the governments on national, regional, and municipal levels, and the public involvement in regional planning in Denmark. The major findings are as follows: 1) The regional councils have the responsibility for planning. The regional plan is revised every four years. 2) The upper governments may control local autonomy, which is called 'Framework control'. 3) Various measures are utilized for promoting public involvement. 4) Denmark has the problems such as large-scale retail shops outside cities, depopulation in countryside, which give useful information for planning in Japan.
